

第4章 人権教育・啓発の推進

精華町は第3章で掲げた同和問題など、さまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまでの成果も踏まえ、人権教育・啓発に取り組みます。

取り組みにあたっては、第2章で定めた「基本理念」に基づき、主体的な取り組みの中から、

- ① 人権を自分自身に関わる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマやわかりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取り組みを進めます。

また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律、制度等について周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い事象を人権の視点からとらえることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心のあり方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

1. さまざまな場面での人権教育・啓発

(1) 保育所・幼稚園

【現状と課題】

保育所・幼稚園は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場として、家庭や地域と連携を図りながら、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

【方針】

① 方針に基づく保育・教育活動を推進する

保育所保育指針[※]、幼稚園教育要領[※]に基づき、家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成を推進します。また、保育所を通じた家庭への人権問題の普及啓発にも取り組みます。

② 職員に対する研修を充実させる

すべての職員が人権問題についての知識・理解を深めることができるよう、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

【現状と課題】

学習指導要領[※]等に基づき、家庭・地域との連携や小・中学校間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しています。また、社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアなどが求められています。

同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展による人権教育の一層の充実が求められます。また、経験の浅い教職員が不安なく人権教育に取り組めるよう、経験豊かな教職員が持つ蓄積の継承が重要です。さらに、児童生徒がさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度を育成するための教材の開発と共有が必要です。

私立学校等に対しても、人権教育に関する資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育を支援することが必要です。

【方針】**① 就・修学の保障と希望進路の実現を支援する**

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就・修学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

② 人権に関する学習内容や指導方法を充実する

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備し、積極的に活用して、さまざまな人権に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

さらに、人権教育に関わる教職員研修を推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。

③ 研究実践効果を活用する

人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、各学校において人権教育の研究実践を深め、教育の一層の充実を図ります。

また、個別的な視点と普遍的な視点からのアプローチの組み合わせ、教科の学習と特別活動における人権学習の連動など、優れた実践を学校間で共有するために教材作成などを進め、取り組みを町内の各学校で活用できるように図ります。

④ 家庭や地域と連携した取り組みを推進する

家庭や地域との連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるために、児童生徒の多様な体験活動の充実を図ります。

⑤ 教育環境の整備に取り組む

児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通して人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。

また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取り組みを徹底します。社会状況の変化を踏まえた学校における研修の推進に資するための教材等の作成に努めます。

私立学校等においても、人権教育を積極的に推進するよう要請するとともに、関係資料の提供などを通して支援します。

(3) 地域社会

【現状と課題】

地域社会は人々がともに助け合いながらつながりを持つ場であり、さまざまな人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、多様な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

地域社会には同和問題などさまざまな人権問題が存在し、また社会状況の急激な変化に伴い人権に関する新たな問題が顕在化しており、あらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められています。

【方針】

① ライフステージに応じた人権に関する学習機会を提供する

生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう学習教材を整備し、社会教育施設および人権センター等を拠点とした人権に関する多様な学習機会を提供します。

地域の実情や学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような学習教材の整備など、学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

② 人権教育を担う指導者を養成する

人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に向け、社会状況の変化に伴うさまざまな人権問題をテーマとする研修や、町内のさまざまな人権教育・啓発に関する取り組みの情報共有など、研修内容・方法の工夫を図ります。

③ 青少年の健全育成を支援する

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

（４）家庭

【現状と課題】

家庭は子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てるうえで重要な役割を担う場です。

しかし、少子化や都市化・核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失などがみられ、そのことが子どもの社会性を育てたり、自立を促したりするうえで大きな妨げになっています。また、子どもへの関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待につながるといった人権侵害にあたる事案が発生しています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を養うため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取り組み等により家庭教育を支援する必要があります。さらに、地域や学校等さまざまな場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

【方針】

① 家庭教育に関する学習機会を充実させる

すべての教育の出発点である家庭教育において、親子ともに人権感覚が身に付き、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるよう、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を充実させます。

② 家庭における児童虐待等の人権侵害を防止する

子育て家庭を地域全体で見守る環境をつくるとともに、子育てに不安や悩みを抱える保護者等へ、保健師、民生委員・児童委員※、家庭児童相談員などによる相談体制を充実させるほか、家庭問題に関する総合的な相談機関である児童相談所をはじめ関係機関による連携を充実させます。

(5) 企業・職場

【現状と課題】

企業・職場は、その活動によって生み出される製品やサービス等を通じ生活に深く関わるとともに、地域の雇用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として、人権の尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。しかし、採用時や職場内での人権侵害は依然として存在しており、解決に向けた取り組みが求められています。

精華町では企業・職場に対して、啓発資料の配布や啓発ビデオの貸し出し、人権意識の高揚を図るための講演会の周知など、普及啓発の支援を行っています。

また、山城地区 15 市町村の行政、企業、各種団体で構成する山城人権ネットワーク推進協議会※において、企業間の人権問題の研修を積極的に支援するとともに、会員研修会が実施されています。

【方針】

① 人権が尊重される企業づくりを促進する

人権が尊重される企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場等が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援を行います。

② 採用時や職場内での人権侵害を防止する

採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員※の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し、情報提供などの支援を行います。

2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修の推進

人権に特に関係する職業従事者である、役場職員・一部事務組合職員等、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者等が人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を推進します。

(1) 役場職員・一部事務組合職員等

【方針】

① 職員に対する人権研修を充実する

より一層の人権意識の醸成に向け、研修内容の充実、職務内容に応じた人権研修など研修の充実を図ります。

各種研修教材の整備および情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向け、地域においても積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

【方針】

① 教職員の人権意識の高揚を図る

同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けた実践的な指導力を向上するため、研修に効果的な資料等の作成に努めます。

また、いじめの未然防止や早期発見・早期解消や体罰の根絶のために、個々の職員の認識を深めるとともに、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成を図り、教職員自身が人権問題を正しく理解し、高い人権意識のもとで行動できるよう、人権意識の高揚に向けた研修に取り組みます。

② 教職員の人権教育の指導力を向上する

教職員自ら豊かな人権感覚と高い人権意識を持ち実践すること、同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。

また、子どもの人権に関する問題に対応できるよう教育相談に関する研修の充実を図ります。

教育関係機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材の養成に努めます。

③ 社会教育関係者の人権教育の指導力を向上する

地域における人権教育の指導者として、専門性や資質向上を図るための研修の一層の充実を図ります。

（３）保健福祉関係者

【方針】

① 人権意識高揚に向けた研修を充実する

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、プライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応ができるよう研修の充実を図ります。

（４）マスメディア関係者

【方針】

① 人権尊重の働きかけを行うよう努める

マスメディア※は住民の人権尊重の意識を形成するうえで大きな影響力を持つことから、マスメディア関係者に対し、その活動を通じた人権尊重の働きかけを行うよう促進します。

また、誤った報道等がされた場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなるため、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

（５）消防職員

【方針】

① 人権意識高揚に向けた研修を充実する

消防職員は地域住民の生命、身体および財産を火災等の災害から守ることを任務としており、住民生活と密接に関わっています。そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があるため、人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要です。

消防職員が人権に関する正しい知識を習得し、その重要性を認識して消防業務において適切な対応を行えるよう、継続的な人権研修の実施を促進します。

3. 指導者の養成

人権教育・啓発の効果的な推進のため、住民の身近なところで活躍する人権啓発推進委員をはじめ、指導者に対する情報提供、活動支援を実施します。

また、体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫した研修会の実施により、指導者の養成に努めます。

4. 人権教育・啓発資料等の整備

人権に関する学習活動のこれまでの成果を踏まえ、あらゆる場面で人権を学ぶことができる学習教材・啓発資料等の整備を推進します。

資料等の作成にあたっては、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまで育まれてきた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題として考えることを促し、社会問題となった人権に関する内容をタイミングよく取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫を凝らします。

5. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育は早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要なため、発達段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等のあらゆる場面において、学校等関係機関と連携を図りながら推進します。

人権啓発は対象とする世代や関心度、理解度に配慮し、身近な問題をテーマにインターネットなどのさまざまなメディアを積極的に活用して実施します。特に憲法週間※（5月1日～7日）、京都府人権強調月間※（8月）、人権週間※（12月4日～10日）に集中的かつ重点的な取り組みを行います。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、住民が身近な問題として、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

6. 調査・研究成果の活用

世界的な視野で研究を行っている（公財）世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用した質の高い知識普及に取り組みます。

7. 相談機関相互の連携・充実

精華町は、なやみごと（人権・行政）相談、法律相談など、さまざまな相談窓口を設け、住民からの相談に対応しています。相談技能の向上を目的とした相談員研修会の参加により、相談員の相談技能の向上を促進するとともに、各種相談窓口の充実を図ります。

また、人権問題に関して、住民が適切な支援を受けられるよう、法務局等の国の機関、京都府、人権擁護委員[※]など相談機関相互の連携や情報交換など、人権にかかわるさまざまな相談機関のネットワークを強化します。

さらに人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局とも連携して、より迅速・的確に対応します。